

最高裁総訟第353号

令和元年12月11日

各法廷首席書記官 殿

訟廷首席書記官 殿

最高裁判所

大法廷首席書記官 岡下直樹

裁判部・書記官等研修（管理職）について（指示）

標記の研修について下記のとおり定めましたので、お知らせします。

記

1 名称 裁判部・書記官等研修（管理職）

2 目的・内容

裁判部所属の書記官及び訟廷首席書記官補佐に対して、管理職・幹部職員としての意識を涵養することと管理能力の向上を図る。

大法廷首席書記官等からの講演（約80分）及び少人数で意見交換（約40分）を行う。

3 実施場所 裁判部会議室等

4 実施時期

(1) 令和2年1月頃、裁判部2年目の書記官等（平成30年度転入者）を対象に実施（4、5人ずつ、2回に分けて実施）

(2) 令和2年2月頃、4月期転出予定の書記官等（平成29年度以前の転入者）を対象に実施

(3) 令和2年5月頃、裁判部2年目書記官等（平成31年度転入者）を対象に実施

【機密性2】

(4) 令和2年10月頃、裁判部1年目書記官等（令和2年度転入者）を対象に実施

(5) 令和3年以降は次のアからウの時期に毎年実施する。

ア 2月頃、4月期転出予定の書記官等を対象に実施

イ 5月頃、裁判部2年目・3年目の書記官等を対象に実施

ウ 10月頃、裁判部1年目の書記官等を対象に実施

5 期間 約半日

6 人員 未定

7 対象者 裁判部・裁判所書記官、訟廷首席書記官補佐

（書記官は大法廷・小法廷書記官室所属を対象とし、首席・上席書記官を除く。）

8 講師 大法廷首席書記官等